平成 26 年度

地域活性化に資する公的不動産の有効活用及び 周辺施設の整備・運営に関する調査・検討支援等業務

報告書

(概要版)

平成 27 年 3 月

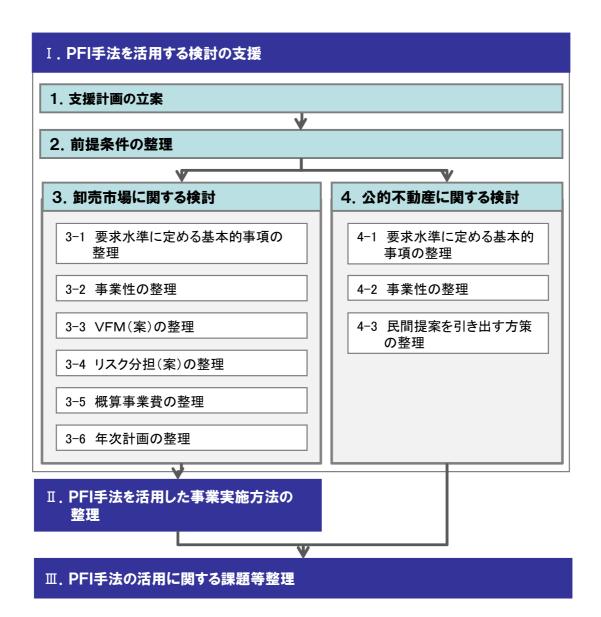
平成 26 年度

地域活性化に資する公的不動産の有効活用及び 周辺施設の整備・運営に関する調査・検討支援等業務 報告書 (概要版)

目次

Ι.	\mathbf{PF}	Ⅵ 手法を活用する検討の支援	1
	1.	支援計画の立案	1
	2.	前提条件の整理	2
	3.	卸売市場に関する検討	3
	4.	公的不動産に関する検討	11
II.	. Р	FI 手法を活用した事業実施方法の整理	19
	1.	業務要求水準書(骨子)の作成	19
	2.	モニタリング基本計画(骨子)の作成	21
	3.	実施方針(案)の作成	23
II	I. I	PFI 手法の活用に関する課題等整理	26
	1.	競争性が働きにくい事業における競争環境の確保策	26
	2.	公的不動産の活用にかかる民間提案の引き出し方	28

本概要版は以下の構成となっている。



I. PFI 手法を活用する検討の支援

1. 支援計画の立案

三崎漁港を擁する三浦市は「三崎のマグロ」ブランドで高い知名度を誇る港町として発展してきた。また、"海業(うみぎょう:水産業の6次産業化)"を中心とした地域産業育成に取り組んでおり、その拠点として平成8年より実施した埋立てにより造成された二町谷地区(13.8ha)が存在する。しかし、近年三崎漁港を中心として三浦市の活力低下が進み、二町谷地区も大部分が遊休化するなど地域活力の低下要因となっている。

三浦市ではこれまで、三崎水産物地方卸売市場の高度衛生管理型市場への転換や、二町 谷地区の有効活用を検討してきたが、

- ・ 高度衛生管理型市場へと転換するために平成 30 年度までの改良工事を進めているが、 改良後の維持管理の効率的な実施が課題とされ、また
- ・ "海業"拠点としての二町谷地区の有効活用の有り方が課題とされていることから、これらの課題について、官民連携によるそれぞれの解決策を検討するとともに、連携して取り組む可能性についても検討を行った。

2. 前提条件の整理

調査を進めるにあたって事業の前提条件の整理として、各施設の施設整備に関する条件 (施設機能、設備性能、防災機能等)や維持管理・運営に関する条件(業務項目等)並び にその他の諸条件(法令や敷地活用条件等)を事業の前提条件として整理した。



図表 1 対象施設の概要

(出典:「二町谷地区の事業用地~6次経済の展開に向けて(三浦市)」に加筆)

〇卸売市場

主な施設	市場施設(卸売市場、製氷工場、超低温魚市場冷蔵庫)				
	水産施設(超低温冷蔵庫、トラックスケール)				
	市場関連施設(水産物集配施設)				
所有	建物は市が所有				
	土地は県が所有(市が占用許可)				
設置運営	市が地方卸売場として設置。				
	市が維持管理、運営を実施。				
予定する工事	低温卸売場の新設				
(直営)	既存卸売市場の改良				

〇二町谷公有地

敷地面積	二町谷地区埋立地全体 136,000 m ²
	うち分譲用地:61,735 ㎡ (4 区画)
用途地域等	市街化区域、準工業地域(建蔽率/容積率:60%/200%)、
	地区計画
埋立て	平成8年に公有水面埋立法に基づく許可を得て埋立てを実施

3. 卸売市場に関する検討

3-1 要求水準に定める基本的事項の整理

(1)対象となる業務範囲

現在の各施設の管理運営や費用負担状況について、以下の通り整理した。

繰入 特別会計 他会計 入札: 神奈川県 占用許可 相対 使用許可 三浦市 卸売業者 (漁港管理者) 仲買人 (市場開設者) (3社) 出資 使用許可 (株)海業公社 使用許可 超低温冷蔵 委託企業 維持管理•運営 維持管理•運営 維持管理·運営 整備 トラック 集配 招低温魚市 製氷 卸売市場 超低温冷蔵庫 施設 スケール 場冷蔵庫 工場 (第1、第2)

図表 2 現行の維持管理・運営スキーム

また、これらの業務範囲を踏まえ、PFI 事業の想定業務項目を以下のとおり設定した。

民間対応の考え方 業務区分 業務内容 ・卸売市場の運営計画策定 ○民間のノウハウを活かした効率的・効果的な 1. マネジメント ・地域連携に関する業務 市場全体の統括マネジメントを想定。 業務 · 経理、庶務業務 ○事実行為やこれに基づく手続きとして民間事 警備、設備管理、清掃等 業者による実施は可能 2. 維持管理業務 ・施設・設備の修繕 ※ただし、事実行為として民間に切り出すことにより 非効率を生む場合は、直営による実施も想定 ○使用許可や監督権限等の公権力の行使にかか ・市場の運営、施設の利用 わる業務を民間事業者が行うことはできない。 ※事実行為として民間に切り出すことにより非効率 に関する業務 ・衛生管理推進協議会の運 3. 市場運営業務 を生む場合は、直営による実施も想定 ※また、指定管理者制度を適用した場合には、一定程 · 統計調査業務 度の権力性を伴う業務についても民間による実施 • 広報業務 は可能 ○民間が自主的に行う事業。 ・飲食・物販施設の運営、 ※ただし、卸売市場は補助事業により整備した施設の 4. 自主事業 事務室利用者のオフィ ため、目的外使用の場合は「補助金等に係る予算の スサポート等 執行の適正化に関する法律」の適用対象となる点に 留意が必要。

図表 3 想定される業務項目

(2)事業類型について

現状の維持管理レベルや使用料水準を維持した場合、PFI 事業による民間事業者の収支は大幅な黒字が予測されているため、独立採算型による事業の実施が可能と考えられる。

ただし、市の起債償還額相当分については、民間事業者が本事業における収益を市 に適切に配分する仕組みが必要となる。分配方法として、固定で支払う仕組み(一括 又は分割)と収益連動払い(プロフィットシェア)が想定される。

(3)事業手法について

本事業で想定される事業手法として「指定管理者制度」、「PFI(RO)方式」、「公共施設等運営方式」、「民営化」を挙げ、各手法の前提条件について次頁に整理した。

図表 4 各事業手法の前提条件の整理

想定される	手法	指定管理者制度	PFI(RO)事業	公共施設等運営事業	民営化
スキーム	スキーム概要	・指定管理者制度に基づく指定管理協定の締結。 ・利用料金制を採用することで、民間事業者が直接料金徴収をすることも可能となる。 ・施設所有権は公共が保有。管理のみを指定管理者が行う。	営を民間事業者が行う。 ・民間事業者に料金徴収権がないため、独立採算 型又は混合型とするためには指定管理者制度と の併用が必要となる。	を自らの収入として収受する事業)。 ・施設所有権は公共が保有。大規模修繕、管理運営を民間事業者が行う。 ・公共は運営権対価を受け取ることもできる。 ・運営権に抵当権の設定が可能。	・民間事業者(株式会社等)が市に代わって施設開設者となり、自ら施設運営に当たる。
	基本的な考え	卸売市場の管理を民間等に利用料金の収受も含めて包括的に委任しようとするような場合が考えられる。		公共施設等運営事業基本方針では中央卸売市場、漁港(プレジャーボート収容施設)においても公共施設等運営権の設定が可能と解釈されている。地方卸売市場での適用は明確ではないが、同趣旨と解される。例えば、市場の利用料金等による収益を基にした事業が想定される。	となることができる。民間の経営ノウ
事業範囲	設置管理	公の施設の管理のみが対象であり、事実行為としての維持管理のほか、使用許可等の行政処分も可能である。	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	事実行為としての大規模修繕、維持管理・運営は可能である。指定管理者制度を併用することで、使用許可等の行政 処分も可能となる。	制約はない。
	民間事業者が行いうる範囲(管理の範囲)		◆いわゆる事実上の業務 ※事実行為以外の業務については、例えば、都市 公園では「BTO方式(BOT方式も同様)に より整備された公園施設の管理に当たり、当該 公園施設又は当該公園施設の設置された都市	る。 ※民間事業者の処分権限については、「運営権には公共施設等の利用に係る処分の権限は含まれない」(公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン)とされており、民間は施設の使用許可に係る公権力の行使を行えないものと想定される。 一方、「運営権は、管理者等が有する施設所有権のうち、	卸売市場に関するすべての業務を実施できる。
	事業期間 契約手続き	・地方自治法に基づく制限なし ・基本的には相手方を公募で選定することが考えられる。 ・管理者の指定に当たっては、地方公共団体の議会の議決が必要。	・一定規模以上の公的負担が生じる契約の場合に	・PFI 法に基づく制限なし ・PFI 法に基づく公募手続きが必要。 ・運営権契約及び運営権登録が必要。 ・一定規模以上の公的負担が生じる契約の場合には議会の議決が必要。 ・加えて、公共施設等運営権の設定に当たって議会の議決が必要。	・制限なし・公設市場の用途廃止に関する議決が必要。・施設の民間譲渡手続きが必要。

(4)運営体制

既存市場における各施設の維持管理・運営については、市が直接行うものの他、使用許可を受けた事業者等が清掃や光熱水費等の維持管理費を自ら負担している状況である。

(5)事業期間

本事業では、各種のリスクを回避しつつ、長期契約の効果が期待できる期間として、15年 程度の期間設定が適切であると考えられる。

3-2 事業性の整理

(1)想定スキームの整理

下記の想定事業スキームを設定し、本事業で実施する業務の範囲、事業期間等について、次 頁に示す5パターンで整理、比較を行った。

図表 5 想定される事業スキーム

想定スキーム1:直営(修繕)+指定管理者方式(料金徴収代行制)

想定スキーム2:直営(修繕)+指定管理者方式(利用料金制)

想定スキーム3:PFI(RO) +指定管理者方式(利用料金制)

想定スキーム4:公共施設等運営事業(修繕含む)+指定管理者方式(利用料金制)

想定スキーム5:民営化方式

図表 6 想定スキーム比較表

		担告った。			担告った。	
	される手法	【代行制)		想定スキーム3: PFI(RO)+指定管理者方式(利用料金制)	想定スキーム4: 公共施設等運営事業(修繕含む)+指定管 理者方式(利用料金制)	想定スキーム5: 民営化方式
スキーム	<i>3</i> -2-3	民間事業者が指定管理者として、公共の指定管理料により維持管理・運営を行うものである。民間事業者が行う業務は事実行為に限定される。一定の公権力の行使を伴う業務(使用許可等)も可能。なお、マネジメント業務や既存施設の大規模修繕等は直営で実施する。	民間事業者が指定管理者として、直接利用料金を徴収して維持管理・運営を行うものである。利用料金のみで維持管理運営費を賄えるため、独立採算型となる。民間事業者は指定管理者として、一定の公権力の行使を伴う業務(使用許可等)も可能。なお、既存施設の大規模修繕は直営で実施する。	民間事業者が PFI 法に基づき、独立採算で維持管理・運営及び既存施設の大規模修繕を行うものである。民間事業者を指定管理者にすることで、料金徴収と使用許可等が可能。	民間事業者に公共施設等運営権を設定し、 民間が料金を収受して、原則独立採算で管理運営及び既存施設の大規模修繕を行う ものである。 民間事業者を指定管理者に指定することで、料金徴収と使用許可等が可能。 自主事業(ハード)による収益確保。	卸売市場の開設権限を市から民間事業者に委譲し、民間事業者が自ら管理運営を行う。 料金の徴収や施設利用に関する権限も開設者である民間事業者が保有する。
	イメージ図	三浦市(市場開設者) 指定管理者 の指定 管理科 の指定 管理科 を管理者 を管理者 を管理会社(清總、保守点検、豊儒等) を用許可 利用料金 を用語	三浦市(市場開設者) 指定管理者の指定 SPC(指定管理者) 維持管理会社(鴻陽、保守点域、警備等) 「マネジ・メント会社 使用許可 利用料金 使用許可 利用料金 を用許可 利用料金 を用許可 が一ビス 提供 が一ビス 提供 が一ビス 提供 が一ビス が一 が一 が一 が一 が一 が一 が一 が一 が一 が	三浦市(市場開設者) 指定管理者の指定	三浦市(市場開設者)	市場開設者 使用料 使用料 を変形 を表
条件	民間の 業務内容	維持管理業務 市場運営業務 (使用許可)	統括マネジメント業務 維持管理業務 市場運営業務(使用許可、 <u>料金徴収含む</u>) 自主事業(ソフト事業のみ)	統括マネジメント業務 維持管理業務(<u>大規模修繕含む</u>) 市場運営業務(使用許可、料金徴収含む) 自主事業(ソフト事業のみ)	統括マネジメント業務 維持管理業務(大規模修繕含む) 市場運営業務(使用許可、料金徴収含む) 自主事業(ハード整備含む)	統括マネジメント業務(<u>開設者権限含む</u>) 維持管理業務(大規模修繕含む) 市場運営業務(使用許可、料金徴収含む) 自主事業(ハード整備含む)
	事業期間	3~5年	3~5年間	10~20年間	10 年以上	期限の定めなし。
	事業主体 民間の収入	市場開設:三浦市 運 営:民間事業者 維持管理※:民間事業者 ※大規模修繕は三浦市 委託型(市が支払う指定管理料)	市場開設:三浦市 運 営:民間事業者 維持管理※:民間事業者 ※大規模修繕は三浦市 独立採算型(利用者が支払う利用料金)	市場開設:三浦市 運 営:民間事業者 維持管理※:民間事業者 ※大規模修繕含む 独立採算型(使用者が支払う利用料金)	市場開設:三浦市 運 営:民間事業者 維持管理※:民間事業者 ※大規模修繕含む 独立採算型(使用者が支払う利用料金)	市場開設:民間事業者 運 営:民間事業者 維持管理※:民間事業者 ※大規模修繕含む 独立採算型(使用者が支払う利用料金)
			自主事業収入 (ソフト事業)	自主事業収入 (ソフト事業) ※大規模修繕費の取扱い。	自主事業収入 (ハード事業) ※大規模修繕費の取扱い。	自主事業収入 (ハード事業)
民活の果		に積極的に取り組むインセンティブが働きにくく、市場の改良に伴い期待される活性化効果は限定的。 ただし、成果報酬型支払(プロフィットシェア)を導入することで、コスト縮減に対する市場運営の効率化が期待。	活性化に積極的に取り組むインセンティブが働く。民間事業者の主体的な取り組みによる市場活性化効果が期待。	対応でき、市場の付加価値向上を通じた利 用促進が期待。	対応でき、市場の付加価値向上を通じた利用促進が期待。	ため、市場の付加価値向上による利用促進 が期待できる。
	自主事業の可能性	維持管理業務中心のコンソーシアムとなるため、自主事業の取り組みは困難と想定。	事業期間が短いため大規模な投資を伴う 附帯事業の実施は困難。 ただし、事業者の経営努力のインセンティ ブが働きやく、収益性の高いソフト的な附 帯事業の実施が考えられる。	事業期間が長く、施設整備を伴うような大規模な附帯事業の資金調達も比較的容易。 ただし、適化法の制約を受ける可能性があるため、実施する附帯事業の内容については補助金との整合性に留意が必要となる。	規模な附帯事業の資金調達も比較的容易。 ただし、適化法の制約を受ける可能性があ	
	競争性の担保	民間事業者の経営リスクが低く、事業への 参画ハードルは低いため、競争が働きやす い。		大規模修繕費等の適切な試算が困難な場	大規模修繕費等の適切な試算が困難な場 合には、将来のコストオーバーランリスク	市場の経営リスクを民間事業者がすべて追うことから、参画可能な事業者は限定される可能性がある。

(2)本事業におけるスキーム選定の考え方

「事業性」「施設特性」「附帯事業」「担い手」の面から想定スキームを比較整理した結果、民間事業者が創意工夫により収益向上に取り組むインセンティブが働きやすく、かつ大規模修繕等も幅広く対応可能な「想定スキーム3:PFI(RO)+指定管理者方式(利用料金制)」、「想定スキーム4:公共施設等運営事業(修繕含む)+指定管理者方式(利用料金制)」が優位となる。また、従来の維持管理業務の効率化と市場の活性化を主眼に置く場合には、大規模修繕を含めない「想定スキーム2:直営(修繕)+指定管理者方式(利用料金制)」の適用も考えられる。今後の事業化を検討するにあたり、想定される担い手との対話を踏まえて、実現性の高いスキームの絞り込みを行っていく必要がある。

図表 7 想定スキームの評価

視点	想定スキーム1: 直営(修繕)+指定管理者方式 (料金徴収代行制)	想定スキーム2: 直営(修繕)+指定管理者方式 (利用料金制)	想定スキーム3: PFI (RO) +指定管理者方式 (利用料金制)	想定スキーム4: 公共施設等運営事業(修繕含む) +指定管理者方式(利用料金制)	想定スキーム5: 民営化方式
事業性の留意点	△: 必要な経費は公共の委託費で 賄われるため、収益向上のイン センティブが働きにくい。(た だし、プロフィットシェアを併 用することで効率化が可能)	◎: 独立採算が可能であり、収益向 上インセンティブも働きやす い。現況と比べて公共負担は軽 減される。	◎: 独立採算が可能であり、収益 向上インセンティブも働き やすい。現況と比べて公共負 担は軽減される。	○: 独立採算が可能であり、収益向上 インセンティブも働きやすい。現 況と比べて公共負担は軽減され る。(ただし、運営権対価の金額 設定が過度にならないよう留意 が必要。)	△~○: 民間事業者の裁量による運営が可能。(ただし、民設民営の場合は、適化法に抵触するため補助金の返還が必要となる可能性がある。)
施設特性の留意点	◎: 大規模修繕を含まないため、コスト増加等のリスクが少ない。	◎: 大規模修繕を含まないため、コスト増加等のリスクが少ない。	○: 大規模修繕に伴う不確実性 があるものの、事前に予見可 能な範囲。	○: 大規模修繕に伴う不確実性があるものの、事前に予見可能な範囲。	△:県条例により、漁協以外の民間が施設を保有することには制約がある。
附帯事業の留意点	△: 既存主体が従来業務の延長で 取り組む場合、新たにリスクを 取って附帯事業に積極的に取 り組むインセンティブは働き にくく、相乗効果も期待しにく い。	○: 附帯事業を含めた市場活性化 により、収入増加のインセンティブが働くため、貸事務室の利 活用やイベント等に積極的に 取り組む可能性がある。	○~◎: ハード整備を伴うものから ソフト的事業まで、多様な附 帯事業を行い得る。 二町谷地区の活用も可能だ が、土地取得費等に大規模な 投資を要する。	○~◎: ハード整備を伴うものからソフト的事業まで、多様な附帯事業を行い得る。 二町谷地区の活用も可能だが、土地取得費等に大規模な投資を要する。	◎: 附帯事業の実施に制約を受けない。
担い手の留意点	◎: 既存の維持管理会社による実施も可能。(ただし、既存主体を中心とした体制とする場合には、各社の意向を踏まえた調整が必要)	○: 既存の維持管理会社に加え、管 理運営ノウハウのある企業の 参加が求められる。	○: 運営や附帯事業のノウハウ ある事業者の参画が求めら れる。 二町谷地区を活用する場合、 コンソーシアムへの関わり 方が課題。	△~○: 運営や附帯事業のノウハウがある事業者の参画が求められる。 (運営権対価一括払いの場合は 投資会社の参画も必要)。 二町谷地区を活用する場合、コン ソーシアムへの関わり方が課題。	△: 卸売市場の経営ノウハウの ある事業者の参画が必要と なる。

3-3 VFM (案) の整理

(1)検討ケースの設定

本事業は大幅な黒字が見込まれる独立採算型のため、「施設利用者への収益還元(施設使用料の値下げ)」の可能性について試算した。「パターン 4:公共施設等運営権(修繕含む)+指定管理者制度(利用料金制)」を対象に、運営権対価の一括払いと分割払いの2ケースを設定した。また、各ケースについて、コスト縮減率を3%、5%、7%、10%にした場合に市場使用料等をどの程度値下げできるかを試算した。

(2)試算結果(使用料の値下げ率)

ケース 1 では値上げが必要となる一方 $(9.9\sim13.2\%値上げ)$ 、ケース 2 では大幅な値下げが可能という結果となった $(19.6\sim22.9\%値下げ)$ 。この違いは、ケース 1 とケース 2 の資本コスト差の大きさに起因するものと考えられる。

使用料値下げ余力を高めるためには、コスト縮減率を向上させるよりも運営権対価の支払い 方法を分割とすることの効果が著しく大きいことが分かったが、運営権対価の支払い方法につ いては、一括払い・分割払いそれぞれにメリット・デメリットがあると考えられることから、 実際の事業化においては各手法の得失を考慮の上、適切な方策を選定する必要がある。

3-4 リスク分担の整理

本事業で特に検討を要する事項として「需要変動リスク」「使用者撤退リスク」について取り上げ、官民のリスク分担の考え方と想定される対応策の整理を行った。

なお、今後の事業スキームを検討するに当たっては、既存の市場関係者が存在しつづけること を前提とする必要があることから、官民連携事業の実施に当たっては、市場機能の継続性の確保 と民間へのリスク移転による多様な影響を考慮して判断を行う必要がある。

3-5 概算事業費の整理

本施設の運営を従来の維持管理体制と公共施設等運営事業等による維持管理体制で比較し、コスト縮減効果の定量的評価を行い、公共施設等運営事業による維持管理体制の妥当性を検証した。

3-6 年次計画の整理

本事業を公共施設等運営事業+指定管理者制度(利用料金制)で実施する場合の公募スケジュール案を、以下の通り整理した。

なお、参考として、二町谷公有地の利活用事業と一体的に実施する場合の、両スケジュールの 連携タイミングについても記載している。

H28年度 H27年度 H29年度 H30年度 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 4 5 6 卸売市場に係る 官民連携事業 公 質問表 回答 ①実施方針の公表 実施方針、要求水準書(案) ②特定事業の選定 提 二次審査 出 書類 ③募集要項等の公表 ④提案書提出, 事業者選定 審査 ⑤事業契約締結 運営準備 ⑥業務開始 契 議 土地利用 2 二町谷公有地 利活用事業 ※提案内容が魚市場と一体的運用の可能性が低い場合は、二町谷単独での利用を検討。

図表 8 公募スケジュール案

4. 公的不動産に関する検討

4-1 要求水準に定める基本的事項の整理

(1)想定される利活用メニューの抽出

本事業における公的不動産の導入機能の中から、二町谷地区への導入による官民連携効果が期待される機能として以下の機能を抽出し、事業内容や立地条件、卸売市場とのシナジー等を整理した。

図表 9 官民連携効果が期待される機能

類型	官民連携効果が期待される機能
水産流通機能(1×2次産業)	水産食品加工業、陸上養殖業、物流業
観光振興機能(1×3次産業)	遊漁関連業、ホテル業、日帰り温泉業、マリーナ事業、
	教育系アミューズメントパーク業
海業振興機能(1×2×3 次産業)	直販・飲食複合施設 (フードテーマパーク)

図表 10 二町谷公有地での立地が想定される事業の整理

	水産加工業	陸上養殖 業	物流業	遊漁関連業	ホテル業	日帰り温泉業	マリーナ業	教育系アミューズ	直販・飲食複合施設
					++\(\frac{1}{2}1		-01 12 - 12 1 D.T.II	メントパーク業	(フードテーマパーク)
事業	水揚された水産物を原	陸上に人工的に創設した環境工で業務は行う事	市場で調達した商品を	レクリエーションを目	旅行業法による規制を	日帰り入浴を目的とするながの出来。アバイ世	プレジャーボートの利	子供向けの職業体験	地域の新鮮な食材や産
4.4	料に、塩干品や練り製品、冷凍食品等を生産する。	た環境下で養殖を行う事	最終的な仕向け先に向けて選別、一次処理、箱詰	的とした釣り客等に、釣りた記答の苦漁客中な行	受ける許可事業。顧客の利用目的に応じて多様な	る施設の営業、及び付帯するサービス・商品を供	用及び収容施設、サービ ス施設を備えた施設の運	等、特定のテーマをコン	品を取り扱う直売所や、地
内容	行保良前寺を生座する。	業。かけ流し式や閉鎖循環式等の方法がある。	(選別、一次処理、相話 め等を行う。	り施設等の遊漁案内を行	利用目的に応じて多様な 業態がある。また、宿泊	対して、 間前を供 給する。公衆浴場法の適		セプトとした体験型娯楽	域固有の食を提供する飲 食機能等を組み合わせた
		東氏寺の万伝がある。 	め寺を11 7。	٥.	 以外にも飲食、物販等の	和する。公然俗場伝の週 用を受ける。	呂を11 り。 	施設の運営を行う。	施設の運営を行う。
					多様な機能が存在する。	用を支げる。			施政の座者で117。
→ TB	水産加工場は緩やかな	水産業総生産量に占	一次処理機能を併せ持	釣りの参加人口は減	国内宿泊観光旅行数	利用者が増加傾向にあ	昭和から平成にかけて	テーマパーク全体では	外食産業全体では、近
市場	減少傾向にある。三浦市	める割合は限定的であ	つことで、需要者側(量	少傾向だが、今後は参加	は減少傾向にあったが、	ったが、震災の影響等に	全国的に施設整備が進め	急速な利用者増加傾向に	年、大幅に市場規模が増加
動向	でも過去5年間で水産加	る。また、国内市場にお	販店、外食産業等)のニ	者数の伸びが期待され	近年は増加に転じてい	よるレジャー自粛の動き	られた。近年、高齢者や	あるが、今後の少子化に	傾向にある。
	工事業者が1割以上減少	ける普及には、品質の差	ーズに対応できる可能性	る。	る。また、市内の観光客	を受け、近年は利用者が	女性客の利用が増加し、	対応した魅力的なコンテ	フードテーマパークの
	している。	別化や販売ルート確保	がある。		数及び観光客消費額も、	横ばいから微減傾向にあ	サービスも多様化する傾	ンツ提供が必要となる。	事例は多いが、大半がラー
		が必要となる。			直近では回復傾向にあ	る。	向にある。		メン等の麺類を対象とし
					る。				ている。
成立	漁港周辺に立地する	平坦な場所の確保、餌	鮮度管理、安全管理の	釣果が見込みやすく、	収益性は他業界と比	利用者の嗜好に会った	多額の初期投資と継続	多額の初期投資と維持	収益性は必ずしも高く
	ため原材料調達は容易	の供給や生産物の効率	面から、卸売市場から近		べて低く、継続的な投資	設備投資など、多様なサ	的な修繕費、人件費が必	費が必要とされる。リピ	ないが、回転率を高めて収
要件	だが、三崎市場の水揚量	的な出荷等が可能な立	いことが望ましい。	が望ましい。	も必要であり、サービス	ービス提供による競争力	要とされる。	ーター確保のためにはコ	益を生み出すために、消費
	が小規模で、水産加工業	地が必要。	また、農産物との共同		向上と投資のバランス	強化が必要。	ただし、目的性の強い	ンテンツの魅力向上が重	者への訴求力のある PR 等
	に必要な量の確保が難		配送による効率化の可		が課題となる。	交通利便性や周辺の集	施設であり、交通面の制	要であり、継続的な開発	により、購買意欲の喚起が
	航する可能性がある。		能性もある。		立地については、想定		約は少ない可能性があ	投資が求められる。	必要である。多品種・高品
	交通アクセス条件が		交通アクセスの良さ		顧客のニーズに応じて	により、集客上の影響を	る。また、リピート利用	車でのアクセス性や公	質の食材等を調達できる
	厳しく、出荷の効率性に		が重要な要素となる。		条件が異なる。	受ける。	が見込まれる。	共交通機関の利便性が重	仕入れ先の確保も重要と
	課題がある。		den Mr. Zha da H. N.Z. H. N.	den Mr. Zha da H. N.Z. H. N.	11 77 1 9 116 76 33 1 2	11 17 1 4 11/17/4 10 1 1	11 77 1 97 116 759 75 1 7	要な要素となる。	なる。
卸売	一部業務で共通化が	一部業務で共通化が	一部業務で共通化が	一部業務で共通化が	共通する業務が少な	共通する業務が少な	共通する業務が少な	共通する業務が少な	一部業務で共通化が可
	可能だが、物理的に離れているなる。		可能だが、物理的に離れているようなは、対理は関ウ	可能だが、物理的に離れ	く、一体的実施による効素はの気が	く、一体的実施による効素化の三代性はない	く、一体的実施による効素はの事件はあり	く、一体的実施による効素化の三代性はなり	
市場	ているため効果は限定	ているため効果は限定的。	ているため効果は限定	ているため効果は限定	率化の可能性は少ない。	率化の可能性は少ない。	率化の可能性は少ない。	率化の可能性は少ない。 テーマパーク内で市場	るため効果は限定的。ただ
との	的。ただし、人員配置等 の面で効率化の可能性		的。 ただし、事業そのもの	的。 また、既存の民間施設	ただし、ホテルで提供 する飲食・物販の仕入れ	ただし、観光客の滞在 時間増加に伴い、エリア	ただし、観光客の滞在 時間増加に伴い、エリア	体験の提供や、若手人材	し、人員配置等の面で効率 化の可能性はある。
	はある。	面で市場運営の効率化	の関連性は高く、一体的	との利害調整が必要と	での連携や、市場観光客	全体の観光消費額の向	全体の観光消費額の向上	を育成できる可能性があ	鮮度の高い食材を調達
シナジー	展棄物利用や加工場 廃棄物利用や加工場		運営による効率化の可	なる。	の宿泊受入等の相乗効	上が期待できる。一方、	が期待できる。一方、漁	り、相乗効果が期待でき	できるため、高い訴求力を
	見学等では、相乗効果が		能性がある。	(1.0°)	果が期待できる。	アクセス面での利便性	業権との調整や、近隣類	る。	持ちうるが、近隣の既存施
	期待できる。		HEITW-WYO.		木が初的できる。	は必ずしも高くない。	似施設との競合面での課	, o	設との競合に留意が必要
	79119 (C 0 0					Tazi) O O III ('a (°	題がある。		となる。
	水産関連事業として二	水産関連事業として二	顧客ニーズへの対応	既存施設の稼働状況や	回復基調にある市場	城ケ島等の観光施設と	リピート利用による安	大幅に利用者が増加し	6次産業拠点として政策
総合	町谷公有地の本来目的と	町谷公有地の本来目的と	(一次加工や鮮度管理	市場環境を踏まえると、	環境を踏まえると、一定	連携することで、観光活	定収入確保や、エリア全	ている市場環境を踏まえ	目的に合致する。また、増
評価	整合するうえ、卸売市場		等)が行いやすく、卸売	一定の需要が期待でき	の需要が期待できる。仕		体の観光活性化等の相乗	ると、一定の需要が期待	
H I II	との相乗効果が期待され	との相乗効果が期待され			入れ等で卸売市場との		効果が期待できる。	できる。また、運用面で	踏まえると、一定の需要が
	るという利点がある。	るという利点がある。ま	る効率化も期待できる。	ただし、卸売市場との		ただし、市場環境や二	ただし、卸売市場との		期待できるうえ、食材調達
		た、立地面でも、二町谷				町谷地区の交通利便性等			や人員配置等の面でも利
	しさや立地面での制約を	地区は比較的事業に適し	質上、交通アクセス面で	されるうえ、既存施設と	一体的実施による効率	を踏まえると、高い需要	は限定されるうえ、多額	ただし、卸売市場との	
	踏まえると、二町谷地区		の課題がクリティカルで		化は限定される。また、	を確保できるかどうかは	のイニシャルコスト、ラ		
	での事業化には課題があ	ただし、卸売市場との	あり、アクセス改善の可	利害調整等が課題とな		未知数。また、卸売市場	ンニングコストを賄える		
	る(特に、アクセス改善	一体的実施による効率化	否が制約条件となりう	る。	さや、継続的な投資の必	との一体的実施による効	だけの収入確保の必要	クセス面での課題があ	限定されるうえ近隣の競
	の可否が重要ポイント)。	は限定されるうえ、品質	る。		要性等を踏まえると、誘	率化の可能性も低い。	性、既存施設との競合等	り、アクセス改善の可否	合施設との利害調整等が
		面での差別化や販路確保			致に向けては参入しや		が課題となる。	が制約条件となりうる。	課題となる。
		が可能な事業者が参画で			すい条件(地代等)への				
		きるか未知数。			配慮が必要				

(2)民間事業者の意向

上記で整理した各事業の成立要件について民間事業者へのヒアリングを行い、二町谷公有 地への民間立地を促進するためのポイントとして以下の示唆を得た。

図表 11 民間事業者へのヒアリング結果 (まとめ)

想定され	•	アウトドア・スポーツ系や飲食物販、宿泊・温浴系に対する一定の立地ニ
る事業		ーズが確認できた。良好な環境を活かした医療施設の可能性も挙げられた。
	•	一方、単独企業での立地は難しく、検討の前提として複数者による開発を
		前提とした利用が必要ではないかとの意見が比較的多かった。
	•	公共側が一定の土地利用ビジョンを示し、自ら施設を立地するなどリスク
		を取ることも必要との意見が挙げられた。
想定スキ	•	土地については分譲よりも借地を希望する意見が多かった。
ーム	•	比較的短期間での利用を希望する意見が多く、暫定利用を繰り返しながら
		周辺環境の改善を待ち、長期的な利用につなげてはどうかとの意見も寄せ
		られた。
参画意向		一部の事業者から参画可能な条件が寄せられたものの、エリア開発とのセ
		ットで考える必要がある等の意見も挙げられた。
		参画が難しいと答えた事業者からは、渋滞による交通アクセスの問題に加
		えて、津波に対する懸念が寄せられた。

図表 12 二町谷公有地の利活用に向けた示唆

- ①複数者による利用を想定したマスタープランの必要性
- ②暫定利用も含めた柔軟な土地利用の必要性
- ③民間投資の呼び水となるような公共側の関与(公共投資等)
- ④地域の積極的な協力と連携の必要性
- ⑤二町谷の事業用地に対する認知度の向上
- ⑥津波対策の強化